

別記

第1号様式（第6条関係）

大田区エアコン設置緊急支援事業助成金交付申請書

（宛先）大田区長

大田区エアコン設置緊急支援事業助成金の交付を以下のとおり申請します。

なお、本申請に当たっては、本申請書に記載の確認事項、同意事項及び誓約事項を確認の上、同意及び誓約します。

令和 年 月 日

【申請者】

フリガナ		電話番号	
申請者氏名		生年月日	年 月 日
住 所	大田区		

【窓口に来た人】 申請者と同じ がある場合は記入不要

フリガナ		電話番号	
氏名		申請者との関係	

1 確認事項

- （1）居宅にエアコンが設置されていない又は故障等により冷房機能が使用できるエアコンがないこと。
- （2）エアコン購入費に係る助成金額は、東京ゼロエミポイント事業の値引き後、上限10万円以内の実費であり、上限を超えた分は自己負担となること。

2 同意事項

- （1）区が、本事業の助成金交付決定等に必要範囲で、申請者及び世帯員に関する税務情報又は児童扶養手当受給状況等の情報を利用すること。
- （2）大田区エアコン設置緊急支援事業実施目的に係る事項に限り、区から委託を受けた事業者へ情報を共有すること。
- （3）助成金の交付決定のための区の訪問調査を受け入れること。また、大田区及び調査を行う事業者が、訪問調査を行うために必要な情報及び訪問調査により得た情報を共有・利用すること。

3 誓約事項

- （1）エアコン設置場所は申請者が居住する大田区内の自宅であること。
- （2）設置場所が公営住宅以外の賃貸物件の場合は、家主からエアコンの設置について承諾を得ていること。（ただし、エアコンが故障しているとき、当該エアコンの所有者が家主である場合は、物件に備え付けの設備とみなし、本事業の対象外とする。）

区処理欄	No.	エアコン	住基確認	税務確認	児扶手確認	事前訪問	賃貸	重複確認
			<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 故障					